

平成29年度分

高梁川用水土地改良区からのお願い (農地転用決済金の納付について)

・・・昨年度と比べ変わった点・・・

1 決済単価が変更になりました

- ★ 平成29年度の決済金単価は10アール当たり 25,100円です。
(内訳：維持管理費15,100円 調査費等10,000円)

・決済金は1件の申請につき、転用面積に単価を乗じ、一円未満を切り捨てます。
ただし、決済金額が十円未満のときは、その全額を切り捨てます。
・維持管理費は小阪部川ダムの管理費に充てるものです。(裏面、農地転用等により地区から除外する場合は参照ください。)
・調査費等とは地区除外手続きにかかる事務処理、現地確認等の経費に充てるものです。

2 当区の一時的転用申請の受付が廃止になりました

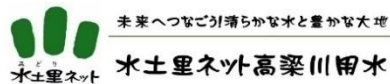
- ★ 当区の地区除外手続きは全て永久転用時をお願いします。農業委員会における一時的転用許可期間中は農地に復元されることが前提であるため、受益地として取り扱います。

・この措置は現状地目と台帳地目の整合性をとるため、永久転用申請時に決済処理を行うことで受益地管理の適正化を図るものです。

3 転用申請の取下げ、転用不許可による決済金の還付処理が変更になりました

- ★ 徴収額から調査費および賦課金相当分を控除して還付することとなりましたので、確実な転用計画により、地区除外手続きをお願いします。

・平成29年度調査費単価は10アール当たり 10,000円です。(決済単価の内訳のとおりです。)
・当初の申請から決済金還付請求があるまでの期間が1年以上のときは、この期間にかかる賦課金相当分を別途、徴収額から控除します。



高梁川用水土地改良区

〒719-1156

岡山県総社市門田283番地

URL : <http://t-midori.net/>

TEL0866-31-5200 FAX0866-31-5201

【高梁川用水土地改良区とは】

高梁川用水土地改良区の受益地は、岡山県南部平野の岡山市、倉敷市、総社市、早島町に広がる、高梁川を主要水源とした県下最大の稲作地帯です。当土地改良区は、この地区の農業用水を補うため、昭和 30 年に農業用水の貯留を目的とし、



小阪部川ダム

国営事業で造成された小阪部川ダム（新見市上熊谷）の維持管理を行っています。

小阪部川ダムの維持管理に要する経費は、受益地区内（3 ページ）の農地を耕作されている組合員の皆様などに、登記簿面積に応じて賦課金（ダム管理費）としてご負担いただいています。

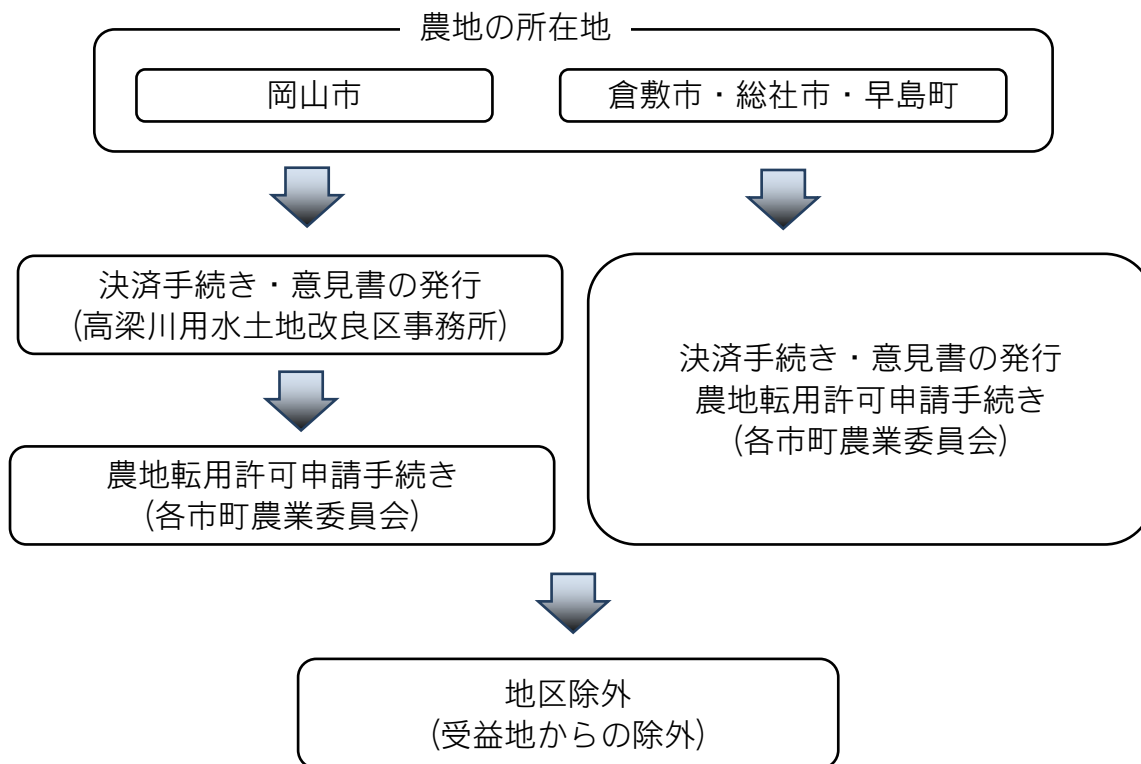
—農地転用等により地区から除外する場合—

農地を宅地や道路など農地以外のものに転用する場合は、土地改良法第 4 2 条の規定により必要な決済をすることが定められており、農地転用決済金を土地改良区へ納入し、地区から除外する手続きが必要となります。

これは、高梁川用水土地改良区が組合員の合意の下に設立され、その運営は組合員の方々が負担する賦課金で賄われており、転用により農地が減少すると、今後の運営に要する経費は、残された農地を耕作する組合員が負担することとなるので、その過重な負担を避けるためのものです。納めていただいた決済金は、将来に亘って小阪部川ダムの維持管理費に充てられます。

また、住宅などの個人的な転用（地区除外手続きがなされていないまま、年数が経過している土地を含みます。）に限らず、公共事業用地（道路、河川、水路、学校用地、公園等）として、その農地が買収される場合も同様に決済金が賦課されます。

—地区除外手続きの方法—



※「農地転用申請に係る必要書類」

- ・ 農地転用等の通知書 (改良区ホームページよりダウンロード可能)
- ・ 転用対象農地の登記簿謄本の写し
- ・ 転用対象農地の位置図と公図の写し (切り図)
- ・ 身分証明書 (運転免許証、顔写真入りの社員証 (名刺) など)

※ 高梁川用水土地改良区に申請された農地 (岡山市のみ) についての意見書は発行までに数日 (一週間以内) 要しますので、余裕をもった手続きをお願いします。

※ 公共事業用地 (農業委員会の許可を要しない転用を含む。) として買収された土地に対する農地転用決済金については、一般的に土地の買収価格に含まれているものとして取り扱われますので、農地を売られた方 (組合員) が決済していただくようお願いします。

また、農地転用決済金は譲渡費用として取り扱われ、譲渡所得から差し引くことが認められています。